

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年五月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年五月三十一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

<p>県道三郷幸手自転車 道線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>北葛飾郡杉戸町大字木津内字菖蒲沼一 八六番地先から幸手市大字榎野地字出 雲一三三番三地先まで</p>	<p>供 用 開 始 の 区 間</p>
<p>令和四年五月三十一日</p>	<p>供 用 開 始 の 期 日</p>
<p>令和四年五月六日付け埼玉県杉戸県土 整備事務所長告示第十二号で告示した道 路予定区域の供用開始である。 延長 一一三〇・〇〇メートル</p>	<p>備 考</p>